

第 80 回国民スポーツ大会冬季大会（2026 年）
「実施要項総則第 5 項（2）所属都道府県」選択における事例
(2025 年 8 月 20 日版)

● 第 80 回国民スポーツ大会冬季大会実施要項総則

参加資格、所属都道府県及び選手の年齢基準

(1) 参加資格

ウ 第 78 回大会又は第 79 回大会(都道府県大会及びブロック大会を含む。)において選手又は監督として参加した者は、次の場合を除く第 78 回大会又は第 79 回大会と異なる都道府県から参加することはできない。

(ア) 成年種別

- a 「学校教育法」第 1 条に規定する学校を卒業した者
- b 結婚又は離婚に係る者
- c ふるさと選手制度を活用する者(別記 1「国民スポーツ大会ふるさと選手制度」による。)
- d 東日本大震災に係る参加資格特別措置を活用する者(別記 5「東日本大震災に係る選手及び監督の国民スポーツ大会参加資格の特例措置」による。)
- e 能登半島地震に係る参加資格特別措置を活用する者(別記 6「能登半島地震に係る選手及び監督の国民スポーツ大会参加資格の特例措置」による。)

[注] a 及び b は当該要件発生後、初めて参加する者に限る。

[注]別記 3「JOC エリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」の適用を受け、ふるさと選手として参加する者を含む。

(イ) 少年種別

- a 「学校教育法」第 1 条に規定する学校を卒業した者
- b 結婚又は離婚に係る者
- c 一家転住に係る者(別記 2「『一家転住等』に伴う特例措置」による。)
- d JOC エリートアカデミーに在籍する者(別記 3「JOC エリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」による。)
- e 東日本大震災に係る参加資格特別措置を活用する者(別記 5「東日本大震災に係る選手及び監督の国民スポーツ大会参加資格の特例措置」による。)
- f 能登半島地震に係る参加資格特別措置を活用する者(別記 6「能登半島地震に係る選手及び監督の国民スポーツ大会参加資格の特例措置」による。)

[注] a から c は当該要件発生後、初めて参加する者に限る。

【凡例】

「—」・・・不参加

「×」・・・前回又は前々回大会と異なる都道府県から参加することはできない。

【基本】

	第 78 回大会 2024 年	第 79 回大会 2025 年	第 80 回大会 2026 年	第 81 回大会 2027 年	第 82 回大会 2028 年
A 選手	北海道 (居住地)	×	×	青森県 (勤務地)	青森県 (勤務地)

【 事例 1：新卒業者 】

	第 78 回大会 2024 年	第 79 回大会 2025 年	第 80 回大会 2026 年	第 81 回大会 2027 年	第 82 回大会 2028 年
B 選手	北海道 (居住地) 〔大学 3 年〕	北海道 (居住地) 〔大学 4 年〕 2025.3 月卒業	秋田県 (居住地) (秋田県へ転居) 「新卒業者」適用	秋田県 (居住地)	秋田県 (居住地)
C 選手	北海道 (居住地) 〔大学 4 年〕 2024.3 月卒業	栃木県 (居住地) (栃木県へ転居) 「新卒業者」適用	— 〔栃木県に居住〕	栃木県 (居住地)	栃木県 (居住地)
D 選手	北海道 (居住地) 〔大学 4 年〕 2024.3 月卒業	— (栃木県へ転居)	栃木県 (居住地) 「新卒業者」適用	栃木県 (居住地)	栃木県 (居住地)
E 選手	北海道 (居住地) 〔大学 4 年〕 2024.3 月卒業	富山県 (居住地) (富山県へ転居) 「新卒業者」適用	× (秋田県へ転居)	×	秋田県 (居住地)
F 選手	北海道 (居住地) 〔大学 3 年〕	— 〔大学 4 年〕 2025.3 月卒業	栃木県 (居住地) (栃木県へ転居) 「新卒業者」適用	栃木県 (居住地)	栃木県 (居住地)

対象者：

第 80 回冬季大会[2026 年]：

参加状況		卒業年度
第 78 回	第 79 回	
参加	参加	2024 年度（2025.3 月）以降に卒業した者
不参加		
参加	不参加	2023 年度（2024.3 月）以降に卒業した者

※B・C 選手の事例：

それぞれの選手は「新卒業者」特例を適用し、大会に参加する例。

※D 選手の事例：

D 選手は、第 78 回大会に参加し、大学卒業後の第 79 回大会は不参加だったが、「新卒業者」の要件発生後、初めての参加となる第 80 回大会においては、当該特例が適用され、第 78 大会と異なる都道府県から参加することができる。

※E 選手の事例：

E 選手は、第 79 回大会において、「新卒業者」の特例が適用されて第 78 回大会と異なる都道府県から参加したため、第 80 回大会においては、当該特例の要件発生後、初めての参加ではないことから当該特例の対象外となり、第 79 回大会と異なる都道府県から参加することができない。

※F 選手の事例：

F 選手は、第 78 回大会に参加し、大学 4 年生時の第 79 回大会は不参加だったが、「新卒業者」の要件発生後、初めての参加となる第 80 回大会においては、当該特例が適用され、第 78 回大会と異なる都道府県から参加することができる。

【事例 2：結婚又は離婚に係る者】

	第 78 回大会 2024 年	第 79 回大会 2025 年	第 80 回大会 2026 年	第 81 回大会 2027 年	第 82 回大会 2028 年
G 選手	北海道 (居住地)	北海道 (居住地) 大会後結婚 (秋田県へ転居)	秋田県 (居住地) 「結婚」適用	秋田県 (居住地)	秋田県 (居住地)
H 選手	北海道 (居住地)	— 大会後結婚 (栃木県へ転居)	栃木県 (居住地) 「結婚」適用	栃木県 (居住地)	栃木県 (居住地)
I 選手	北海道 (居住地) 大会後離婚 (栃木県へ転居)	栃木県 (居住地) 「離婚」適用	— 〔栃木県に居住〕	栃木県 (居住地)	栃木県 (居住地)
J 選手	北海道 (居住地) 大会後結婚 (青森県へ転居)	青森県 (居住地) 「結婚」適用 大会後離婚 (栃木県へ転居)	栃木県 (居住地) 「離婚」適用	栃木県 (居住地)	栃木県 (居住地)
K 選手	北海道 (居住地) 大会後結婚 (栃木県へ転居)	— 〔栃木県に居住〕	栃木県 (居住地) 「結婚」適用	栃木県 (居住地)	栃木県 (居住地)
L 選手	北海道 (居住地) 大会後結婚 (富山県へ転居)	富山県 (居住地) 「結婚」適用	× (秋田県へ転居)	×	秋田県 (居住地)

対象者：

第 80 回 冬季大会[2026 年]：

参加状況		手続き完了期間
第 78 回	第 79 回	
参加	参加	2024 年 5 月 1 日以降、2025 年 4 月 30 日までに法的手続きを完了した者
不参加	参加	
参加	不参加	2023 年 5 月 1 日以降、2025 年 4 月 30 日までに法的手続きを完了した者

※G・H・I 選手の事例：

それぞれの選手は「結婚又は離婚に係る者」特例を適用し、大会に参加する例。

※J 選手の事例：

J 選手は、「結婚又は離婚に係る者」特例を第 79 回大会出場時に適用し、さらに第 80 回大会出場時にも適用する例。

※K 選手の事例：

K 選手は、第 78 回大会に参加し、結婚後の第 79 回大会は不参加だったが、「結婚又は離婚に係る者」の要件発生後、初めての参加となる第 80 回大会においては、当該特例が適用され、第 78 回大会と異なる都道府県から参加することができる。

※L選手の事例：

L選手は、第79回大会において、「結婚又は離婚に係る者」の特例が適用されて第78回大会と異なる都道府県から参加したため、第80回大会においては、当該特例の要件発生後、初めての参加ではないことから当該特例の対象外となり、第79回大会と異なる都道府県から参加することができない。

【事例3：一家転住等に係る者】

	第78回大会 〔高校1年生〕	第79回大会 〔高校2年生〕	第80回大会 〔高校3年生〕	第81回大会
M選手	—	北海道 (学校所在地) 大会後一家転住 (秋田県へ転居)	秋田県 (学校所在地) 「一家転住」適用 2026.3月卒業	秋田県 (居住地) (「新卒業者」適用期間)
N選手	北海道 (学校所在地)	北海道 (学校所在地) 大会後一家転住 (栃木県へ転居)	栃木県 (学校所在地) 「一家転住」適用 2026.3月卒業	青森県 (居住地) (青森県へ転居) 「新卒業者」適用
O選手	北海道 (学校所在地) 大会後一家転住 (栃木県へ転居)	—	栃木県 (居住地) 「一家転住」適用 2026.3月卒業	栃木県 (居住地) (「新卒業者」適用期間)
P選手	北海道 (学校所在地) 大会後一家転住 (東京都へ転居) (神奈川県 高校へ転校)	神奈川県 (学校所在地) 「一家転住」適用	神奈川県 (学校所在地) 2026.3月卒業	栃木県 (居住地) (栃木県へ転居) 「新卒業者」適用

対象者：

第80回冬季大会〔2026年〕：

参加状況		手続き完了期間
第78回	第79回	
参加 不参加	参加	第79回大会終了後、第80回大会都道府県予選会までに「一家転住等」に伴う特例措置に係る手続きを完了した者
参加	不参加	第78回大会終了後、第80回大会都道府県予選会までに「一家転住等」に伴う特例措置に係る手続きを完了した者

※M選手の事例：

第79回大会に学校所在地で参加した後、一家転住を行い、第80回大会都道府県予選会までに「一家転住等」に伴う特例措置に係る手続きを完了した者

※N選手の事例：

第79回大会終了後、第80回大会都道府県予選会までに手続きを完了した者

※O選手の事例：

O選手は、第78回大会に参加し、第79回大会は不参加だったが、第80回大会都道府県予選会までに一家転住したことから、「一家転住等に係る者」の要件発生後、初めての参加となる第80回大会においては、当該特例が適用され、第78回大会と異なる都道府県から参加することができる。

※P選手の事例：

P選手は、第79回大会において、「一家転住等に係る者」の特例が適用されて第79回大会と異なる都道府県から参加した際に、「学校所在地」（「居住地」と異なる都道府県）を選択したため、「学校所在地」と異なる都道府県（「居住地」等）から参加することができるのは、「新卒業者」

の特例が適用される第 81 回大会以降となる。

【事例 3 補足：「一家転住等に伴う特例措置」に係る参加可能都道府県について】

本特例措置の適用にあたり、参加することができる都道府県は下表のとおり。

		転居先都道府県		
		代表選考前	代表選考中	代表決定後
転居元都道府県	代表選考前	転居先 ②	転居先（転居元）② ※1	転居元 ①
	代表選考中	転居元 ③	転居元 ③	転居元 ①
	代表決定後	転居元 ④	転居元 ④	転居元 ①
	選考敗退 ※2	×	×	×

〔解説〕

- ① 転居先都道府県の代表が既に決定している場合は、転居元都道府県から参加することができる。
- ② 転居元都道府県において、当該大会における都道府県代表の選考が開始されていない場合は、転居先都道府県から参加することができる。
- ※1 転居先都道府県において代表選考が進行しており、当該参加者が転居先都道府県の代表選考対象とならない場合には、転居元都道府県から参加することができる。
- ③ 当該参加者が、転居元都道府県の代表選考過程にある場合は、転居元都道府県から参加することができる。
- ④ 当該参加者が、転居元都道府県の代表として既に決定している場合は、転居元都道府県から参加することができる。
- ※2 当該参加者が、転居元都道府県の代表選考過程において既に敗退していた場合には、転居先都道府県の代表選考状況にかかわらず、参加することはできない。

【事例4：ふるさと選手制度を活用する者】

	第78回大会 2024年	第79回大会 2025年	第80回大会 2026年	第81回大会 2027年	第82回大会 2028年	第83回大会 2029年
Q選手	北海道 (勤務地)	北海道 (勤務地)	秋田県 ふるさと	秋田県 ふるさと	東京都 (居住地)	東京都 (居住地)
R選手	北海道 (勤務地)	北海道 (勤務地)	栃木県 ふるさと	栃木県 ふるさと	栃木県 ふるさと	栃木県 ふるさと
S選手	北海道 (居住地)	栃木県 ふるさと (1回目①)	栃木県 ふるさと (1回目②)	東京都 (勤務地)	栃木県 ふるさと (2回目①)	栃木県 ふるさと (2回目②)
T選手	北海道 (居住地)	栃木県 ふるさと (1回目①)	栃木県 ふるさと (1回目②)	—	東京都 (勤務地)	東京都 (勤務地)
U選手	北海道 (居住地)	秋田県 ふるさと (1回目①) 2022.3月卒業	東京都 (勤務地) 「新卒業者」適用	東京都 (勤務地)	東京都 (勤務地)	秋田県 ふるさと (2回目①)
V選手	栃木県 ふるさと (1回目①)	—	栃木県 ふるさと (1回目②)	栃木県 ふるさと (1回目③)	栃木県 ふるさと (1回目④)	東京都 (勤務地)
W選手	栃木県 ふるさと (1回目①)	—	栃木県 ふるさと (1回目②)	—	栃木県 ふるさと (1回目③)	東京都 (勤務地)
X選手	秋田県 ふるさと (1回目①)	—	—	秋田県 ふるさと (1回目②)	秋田県 ふるさと (1回目③)	東京都 (勤務地)
Y選手	秋田県 ふるさと (1回目①)	—	—	秋田県 ふるさと (1回目②)	—	秋田県 ふるさと (1回目③)

(例)1回目①=1回目活用の1年目 1回目②=1回目活用の2年目
2回目①=2回目活用の1年目 2回目②=2回目活用の2年目

対象者：当該大会都道府県予選会参加申込締切日までに手続きを完了した者

※ Q選手の事例：

基本的な例1。ふるさと選手制度を2年以上連続して活用し、その後出場都道府県を変更する例。

※ R選手の事例：

基本的な例2。ふるさと選手制度を2年以上連続して活用する例。

※ S選手の事例：

「ふるさと選手制度」は「原則として、1回につき、2年以上連続とし、利用できる回数は2回まで」とされているため、使用例を示した事例となる。

※ T選手の事例：

「ふるさと」から参加する選手は開催基準要項細則第3項-(1)-1)-③(国内移動選手の制限)に抵触しない、を示した事例。

※ U選手の事例：

「ふるさと選手制度」は原則として2年以上連続して活用しなくてはならないが、「新卒業者」、「結婚又は離婚に係る者」の例外適用(2大会以上の間を置かなくとも前回出場の都道府県と異なる都道府県から参加できる)は、ふるさと選手制度の「2年以上連続して活用」という条件に優先して適用される。

ただし、特別大会の「ふるさと」活用は1回目の活用と数え、残りの活用回数は1回とする。

※ V～Y選手の事例：

「ふるさと選手制度」は原則として1回につき2年以上連続して活用しなくてはならないが、1年目の利用後不参加となった場合、次回参加時に「ふるさと」を選択して参加すれば、1回目の継続活用となる。